

ひとり親家庭支援制度のご案内

☎／子育て支援課 ☎2645 ☎463-2834

ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭や父子家庭または親がいないため親に代わってそのお子さんを育てている養育者家庭等の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です（児童扶養手当と同様の所得制限があります）。

対象者／①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③父母のいない児童とその養育者 ④父（または母）に一定の障害がある児童とその父（または母）を監護する母（または父）

※児童とは、18歳に達した年度の末日までの方です（一定の障害がある児童は20歳未満）。

J R通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当を受給している場合、J Rの定期乗車券を3割引で購入できます。なお、この制度で購入できるのは、通勤定期乗車券に限ります。

対象者／児童扶養手当受給者または同一の世帯員で、通勤定期乗車券を必要とする方（全部支給停止の方は対象となりません）。

申請方法／子育て支援課で、資格証明書および割引券の交付申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。

申請に必要なもの／児童扶養手当証書、印鑑、定期乗車券を購入する方の証明写真（6か月以内に撮影の正面全半身、縦4cm・横3cmのもの）

※有効期限内の「資格証明書」のある方が割引券の交付申請を希望される場合は、資格証明書のみご持参ください。

母子家庭生活支援制度

①母子家庭自立支援教育訓練給付金制度

対象者／次のすべてに該当する母子家庭の母

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準であること
- ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと

対象講座／雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育講座

支給額／講座を受講するために支払った入学金および受講料の20%に相当する額（上限10万円、下限4千円）

②母子家庭高等技能訓練促進費等支給制度

対象者／次のすべてに該当する母子家庭の母

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準であること
- ・資格取得が見込まれること
- ・就業または育児と修業の両立が困難と認められること

支給対象となる資格／養成機関において、2年以上修業を必要とする次の資格

- ①看護師、②介護福祉士、③保育士、④理学療法士、⑤作業療法士、⑥①～⑤に準じた資格

支給額（月額）／非課税世帯の方 10万円
課税世帯の方 7万500円

支給期間／全修業期間（上限3年）

入学支援修了一時金／非課税世帯の方 5万円
課税世帯の方 2万5千円

※平成23年度までの入学者の支給月額（非課税世帯の方14万1千円）、支給期間（修業全期間）は変更ありません。

児童扶養手当

新たに申請される方

対象者／児童扶養手当は、18歳になった後の最初の3月末までの児童または20歳未満で障害のある児童のうち、次のいずれか該当する児童を養育している父母、または養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に一定の障害がある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他

・未婚で生まれた児童

・父または母が1年以上養育をしていない児童など

ただし、請求者が公的年金を受けられる場合（老齢福祉年金を除く）は受給できません。また、一定の所得制限があり、支給が停止になることもあります。（別表1・2）

別表1 所得制限額

扶養	本 人		配偶者・扶養義務者 ・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人増につき380,000円ずつ加算			

別表2 手当の金額

子どもの数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	41,430円	41,420円～9,780円
2人	子ども1人の場合の支給額に5,000円を加算した額	
3人以上	子ども2人の場合の支給額に子ども1人につき3,000円を加算した額	

※手当月額は、受給資格者・扶養義務者等の所得や扶養親族数によって決定されます。

すでに児童扶養手当を受給している方は現況届の提出を

すでに受給されている方は、毎年8月に現況届の提出が必要です（対象となる方には個別に通知でお知らせします）。なお、現況届が提出されていない場合、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

○臨時受付窓口を開設します

8月7日（火）9日（水）は、午後8時まで子育て支援課窓口で現況届の受け付けを行います。

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の提出について

手当の支給開始等から一定期間（おおむね5年）が経過した受給資格者については、手当の支給額の2分の1が支給停止される場合があります。

ただし、次の①～④に該当する方などについては、支給停止が除外されます。

- ①就業している、②求職している、③身体または精神に障害がある、④負傷または病気で就業が困難である

支給停止を除外するためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出する必要があります（対象となる方には個別に通知でお知らせします）。